

[ 平成 24 年第 2 回定例会－06 月 19 日 ]

○議長（鳥谷信夫君） これで春田清子君の質問を終わります。

次に、14番戸田久和君を指名いたします。戸田久和君。

[ 14番戸田久和君登壇 ]

【質問】

◆14番（戸田久和君） タイマーをセットします。14番無所属革命21の戸田です。

1項目め、門真市の名を辱めた節電アンケート回答拒否事件について。

門真市は脱関電、PPS電力購入への積極準備、関電守秘義務強制の打破など、小さくてもきらりと光る先進策を進めてきたのに、昨年12月、市民団体からの節電、電力切りかえ、再生可能エネルギー導入に関するアンケートに対して、非礼にも放置したあげくに、問い合わせ電話に何とアンケートには答えないことにしたと言いつつ放った。これは、最少経費で最大限の効果を上げる行政原則実施への明らかな怠慢であり、節電・脱原発への研さんと研究、他自治体状況の把握等々の議会答弁への明らかな裏切りである。門真市の都市ステータスや市民からの信頼をどう考えているのか。

ちなみに回答拒否をしたのは、大阪府内43市町村のうち、門真市、四條畷市、吹田市の3市だけだった。

1、なぜこんな恥ずかしいことが起こったのか。経緯を詳細に述べよ。

2、この過ちを市はどうとらえ、反省しているか。私の指摘を受けて、当該市民団体にはどう対応したのか。

3、市は、昨年9月に大和郡山市のPPS電力購入勉強会に3人を派遣し、また小出さんや広瀬さんら反原発派の書籍を図書館購入して幹部や職員に読ませているが、それ以降現在に至るまでの9カ月間に、環境事業部ほかで原発や放射能の危険性にかかわる本やネット情報を勤務時間中に調べたことがあるか。

4、環境事業部やほかで原発や放射能被曝問題についての勉強会的なものをしてきたか。

5、原発・放射能問題について、環境問題のプロたる環境事業部が中軸となって情報収集や研究を進めていくべきではないか。

6、来年度から使用の臨時庁舎での脱関電と節電の工夫はどういうものか。

7、被曝線量に関して行政は、法律、条文をよく知って法律を厳密に守る義務があるはずだが、どうか。

8、法律に関して、①法律では、一般人で原発からの被曝に限っては1年何ミリシーベルトを上限にしているか。その数値は、体外被曝と体内被曝の合計値ではないか。その数値は国際的にも決まっている値ではないか。

②ICRPの1990年勧告では、低線量、低線量率の発がん確率について何と言っているか。

③国際的にも国内的にも、被曝は足し算であり、日本ではまず自然被曝で年間1.5ミリ、次が医療被曝で年間2.2ミリ、さらに過去の核実験影響被曝の0.3ミリで、原発被曝がなくても1年4ミリはほぼ避けがたく被曝しており、原発被曝はそれに上乗せされるものという武田邦彦教授の説明は妥当なはずだが、どうか。

④原発被曝限度が法律で年1ミリと決まっていますが、おれは1年10ミリまで一般人でも子どもでも大丈夫と思うと公言している人がいたら、それは人に違法行為を勧めていることになるのではないか。特に、公務員がそういうことを公言したり、そういう判断に基づく行為をすることは許されないのではないか。

2項目め、一部自治会の不正常状態とその改善について。

先進的に法人化した自治会でも、実は総会の定足数規定がないという明白な欠陥を是正しないまま法人化していたということが、ある民事裁判の中で明らかになった。総会の定足数を明記しておくことは社会常識としても、団体民主主義の実施に当たっても必須事項だ。

この自治会の法人化移行では、2007年当時の市民生活部地域振興課、2011年度からは地域活動課が相談・助言に当たり、地縁団体認可申請の手引を渡しているが、その中のモデル規約では、第17条総会の定足数、総会は、会員の○分の△以上の出席がなければ開会することができない、と明記されている。にもかかわらず、自治会側は定足数規定がない欠陥規約を改めずに法人化を進め、市もそれを放置した。

1、認可相談・手続進行の当時の担当の柴田課長、2007年度から2008年度も、認可当時から現在に至る重光課長も、この重大欠陥に全く気づかず、今般の私の指摘でこれが大きなミスであったことを認めたが、市としても正式にミスであったことを認め、反省の弁を述べよ。

社会的に必須事項とされている規定を欠いた欠陥規約の自治会は、ほかにもあり得る。自治会規約自体がないとか、紛失してしまった自治会もあるようだ。

2、5月中旬に地域活動課に対して自治会の規約を入手し調べるよう求めたが、自治会規約の状態はどの程度把握できたか。

ごく一部に自治会口座の通帳を役員にすら見せないとか、全く会計報告をしない、会計に疑惑を持たれる等の不正常例があることが私のところに寄せられ

ている。

3、自治基本条例の制定を控え、地域活動の主軸としての自治会の近代化や透明性の確保、公正な運営が、今まで以上に求められているのではないか。

4、会計報告は、総会資料の中に含まれるのが当然であり、補助金団体なのに規約や会計報告が出されないなどは、あり得ないことではないか。きちんとした規約を持ち、責任の所在や会計内容が明らかな団体でなければ、公的な補助金を出すことができないことを市は明言せよ。

5、こういう社会常識について、一部の自治会役員がいまだに反発しているやに聞くが、本当か。

6、一部の不正常的な状態は、市や有識者が助言誘導して穏便に解決を図るべきと思うが、どうか。

7、秋までに自治会規約の必須事項やその定め方、運営の仕方等についてガイドラインを作成して助言に当たり、来年度の補助金交付時期までにはすべての自治会で規約が整備されるようにすべきと思うが、どうか。

8、助言に当たっては、現実的に改善できるよう自治会の皆さんに寄り添って、地域の和合を大切にしながら、公的団体として必要基準を満たすように進めていくべきと思うが、どうか。

9、全自治会の規約の入手や規約なし自治会の状況の把握のめどを遅くとも9月議会までとし、議会で質問があれば報告することを求めるが、どうか。

3項目め、生活保護への誤解やゆがんだバッシングへの対処について。

保護課が4月から使った封筒には、不正受給とにならないために収入は期限を守って正しく申告しましょうと大書きされていた。これは、あの人は生活保護受給者だと不特定多数に公表するも同然で、とんでもない守秘義務違反、個人情報漏えいだし、不正受給をしている人だとの誤解やうわさを広げる差別と人権侵害誘発の封筒である。

1、これを発案し使用するに至った経緯と、庁内でだれも問題にしなかったことを含めて、反省を述べよ。

2、ケースワーカーの基本的姿勢として有名なバイステックの7原則とは何か。職員は、これの研修をちゃんと受けていなかったのではないか。この原則を守って対応していくべきと思うが、どうか。

3、国会で個人名を挙げて親族が生活保護を受けているかどうかなどを聞くこと自体がおかしいと思うが、どうか。仮に市議会で個人名を挙げて質問する議員がいた場合、市はどう対処するか。

4、親族の扶養義務強化や扶養要請の強化は、死すら招く弊害があるという

現実に基づいた指摘がある。市は、どういう弊害があると考えているか。

5、誤解や偏見に基づく通報も多いと思うが、どういうものがあるか。市は、どう対応しているか。

ちなみに、海外で日本人という外国人がこれほど生活保護で優遇される例はないというふうな言説はデマであります。赤旗日曜版で、社会保障の研究者が、フランス在住の60才の日本人の例として、滞納した家賃3カ月分を福祉事務所が払ってくれ、すぐに公的扶助が受けられた。その4年後には権利として公共住宅に入居できた、と紹介している。しかも、フランスの場合は、生活保護、公的扶助を受ける人の人口割合は、10.6%もいる。日本は1.6%にすぎない。保護課は外国の例を調べているか、調べる暇もないのじゃないか。

6、誤解による苦情を続けるクレマー的な人もいるのではないか。苦情への調査や回答のためにも、苦情者の氏名・電話を聞いて内容を記録すべきと思うが、どうか。

7、最低限の生活を保障することと健康で文化的な最低限の生活を保障することとは全然違うし、この土台が違えば、種々の問題のとらえ方や対処策も全然違ってくる。議会答弁の際は、質問者の言い方がどうであれ、必ずこの憲法規定に沿った言い方をすることを約束されたい。

8、日本の生活保護は、保護されるべき貧困者の2割程度しか救済していないというのが定評であり、行政側が憲法で定められた行政義務の8割方を果たしていないということが大問題であるのに、金額的には全国平均でわずか0.4%しかない、しかもその大半は少額の受給条件逸脱事案であるのに、あたかも不正受給が蔓延しているかのように騒ぎ立てる状況は、異常と言わねばならない。

門真市は、本来生活保護制度で救済されるべき貧困者が市内にどれほどいるか、実態調査をしたことがあるか。調査する気があるか。救済されるべき貧困者がより多くスムーズに救済されるような施策をしているか。職員不足で取り組めないのではないか。憲法で定められた行政義務の2割方しか果たせていないことが生活保護の最大の問題であるとの行政認識を明言せよ。

4項目め、暴力団介入疑惑の真相解明について。

3月議会では、中央小解体工事の疑惑として問いただした件は、刑事事件としては、4月27日の高裁判決で1審と同じ内容で有罪確定したが、私は被告側の主張を検討した結果、門真市民がこうむった冤罪事件と認識しており、当事者の公表意志を尊重して糸さん冤罪事件と呼ぶ。ただ、議会質問においては、とりあえず糸さん以外はイニシャルで呼ぶことにする。

さて、「アクセスジャーナル」というネットジャーナルで、4月から「門真市

公共工事めぐり——山口組弘道会、府警、地検の癒着疑惑を追う」という特集が連載されている。

そこでは、1、大阪府警の汚職警官が、弘道会側が参入できるようにライバル側を駆逐してやった疑惑さえ出ている。

2、その公共工事とは、旧中央小学校解体工事と、その跡地に建ったはずはな中学校の建設工事、これは約26億円。

3、関係者の証人尋問調書などで、①元暴力団組員のS、同じく元暴力団組員のO氏が仲介し、K”建設が孫請受注している。

②瓦れき処理をK建設から引き受けたI社は、K”建設に仕事を出しても何のメリットもなく渋っていたが、そのI社に対して、K建設が損失補てんするとまで約束していた。

③元組員S氏は、自分の知り合いの家が解体工事で揺れたら工事をとめるぞ旨の発言をした。

④1200万円がK”建設に支払われ、S氏には少なくとも30万円いっている。また、K”建設からO氏には約600万円いったと思われる証拠がある。

4、中学校建設工事のほうは、詳細は不明だが、S、O両氏の息のかかった業者が入り、かなりの利益が抜かれているのは間違いないようで、相場からいえば最大1億8000万円にはなるというとの記事がある。

そこで、Q1、この記事はどう受けとめるか。

Q2、はずはな中学校の工事での疑惑も述べられており、市は重大な関心を持ち、積極的に情報提供を受け、必要に応じて調査すべきと思うが、どうか。はずはな中学校はPFIによる工事だが、調査は市の裁量範囲ではないか。何か難しい面があるか。

Q3、裁判は、糸さん逮捕後1年以上たった2011年の5月にやっと開始されたが、その前の2月に糸さん側弁護士が市を訪問して、この事件が冤罪で、しかも業者が暴力団関係者に約600万円を供与した等が疑われる事案であると指摘し、詳細な資料を添えて調査依頼をした。市職員も第4回公判に証人出廷することになったのだし、重大な関心を持って裁判を傍聴し、情報収集と調査をすべきだったのに、市が放置していたのは職務怠慢も甚だしいと反省すべきではないか。

Q4、昨年3月の顧問弁護士との相談時点では、市はKG建設についてだけは市が調査することになったようなのに、今まで実際には何も調査していないのはなぜか。

Q5、この案件が2011年4月着任の森本総務部長に全く伝達されていなかったと私は森本部長から明言を受けているが、なぜこうなったのか。

Q6、今後、市の公共工事が何らかの形で関係する事件が起こった場合は、

裁判傍聴も含めて積極的に情報収集すべきだと思うが、どうか。

Q 7、糸さん事件で市職員が市の職務として事情聴取に応じ、法廷証言をしたのに、事実としての事前の整理や確認も、何を供述証言したかの報告や確認も、市の行政組織として全く行わず、当該職員に記録や報告を求めなかったことは、重大な誤りではないか。

Q 8、警察からの事情聴取要請があった段階で、市組織として諸般の事実について事実整理を行って報告書を作成させ、事情聴取のたびごとに供述内容報告書を作成させて、所管部署と顧問弁護士で情報共有をすべきだったのではないか。警察、検察の事情聴取では、供述者本人が詳細にノートをとることを認めさせ、法廷証言では他の職員が複数傍聴してノートをとるべきだったのではないか。

Q 9、今後は、公務としての準備と記録作成と情報共有を義務づけ、マニュアル作成すべきと思うが、どうか。

Q 10、市の対応が実質的には疑惑握りつぶしになってしまった直接の原因は、市の顧問弁護士の職責判断の誤りと人権意識の希薄さにあると思える。すべての記録を取り寄せて調査せよではなしに、刑事被告人側からの都合のいい記録だけが出されたにすぎないから、全体を調査する必要はないとした暴力団介入疑惑に対する関心の低さ、門真市民が冤罪を訴えている事案なのに、冤罪の可能性を一顧だにしない住民保護、人権擁護感覚の薄さ、警察が立件しないことイコール法や条例への違反行為ではないはずという警察絶対主義。市は、この弁護士を解任してもっとまじな弁護士にかえるべきではないか。

顧問弁護士事務所の名称と代表弁護士の氏名、糸さん事件で相談した弁護士の氏名は。彼らは、いわゆるヤメ検ではないか。刑事事件を担当した経験がないのではないか。

Q 11、暴力団追放を高く掲げる市の職員が裁判で職務として証言しても、議会においてさえ法廷証言した職員の氏名も肩書も公表させないという腰の引けた市の姿勢は、市民の理解を得られるだろうか。今後は、糸さん事件の場合も、他の新たな事件でも、職務として供述や法廷証言をした職員については、肩書、氏名の公表を議会では認めるべきでないか。

Q 12、この事件について、裁判資料等の入手や読み込みは現在どこまで進んでいるか。

Q 13、本人が希望するのであれば、後藤弁護士事務所からも8月下旬に満期出所する糸さんからも、面談や書面での事情聴取をすべきでないか。

Q 14、顧問弁護士は、判決が確定してから裁判関係資料を入手すればいいと指導するようだが、それだと控訴や上告の場合には時宜を得た対応ができないのではないか。疑惑や問題の通報が寄せられた場合は、その時点で入手でき

る限りの資料や証言を入手して、調査すべきではないか。

5 項目め、IT 施策における浪費と無責任体質について。

スポーツ・文化施設の予約システムでは、パソコン画面設定の必須条件を自分で何ら考えないで NEC お任せにして、4000 万円も費やして、非常に使い勝手の悪く愚劣な画面設定をパッケージとして押しつけられ、変更できないとか、変更するならオプション料金を出せとか言われている。

7 月開始のコンビニ住民票制度は、実は不必要な住基カード事業拡大で国民総背番号制をねらう国の誘導策に乗せられたもので、大方の市民には 3～4 年に 1 回しかない小さな需要のために、住基カード発行無料化、手数料の出血値下げも含めて、今年度 1836 万円、来年度以降毎年 903 万円かそれ以上費やす税金浪費事業です。

その需要について市は、2012 年度は住基カード発行 9000 枚、コンビニ発行の住民票 3000 枚、印鑑登録証明書 2000 枚の計 5000 枚、2013 年度は住基カード発行 1200 枚、コンビニ発行の住民票 1 万 2000 枚、印鑑登録証明書 8000 枚の計 2 万枚の想定を出しているが、これは全くでたらめな数字にすぎない。

Q1、企業の言いなり、仕様設定を自分で考えない、費用対効果の真面目な検討をしない等々を点検し防止するためには、どのような措置や仕組みが必要か。

Q2、コンビニ住民票制度の利用予測はでたらめな過大数値であることを私が再三指摘してきたが、市は全く改めようとしなかった。予測の 25% 程度しか使用されていない先行生駒市の例を検証しようとしなかった。

今年度の実際の利用が予測の半分以下だったら、この制度を強行した総合政策部と市民部の幹部職員は、責任をとって更迭し、市長が反省の弁を述べるべきと思うが、どうか。だれも責任をとらないでいいのか。

Q3、需要の過大見積もりによる税金浪費事業を防止するには、各段階でどういう点検措置を講ずるべきか。1 回目の質問をこれで終わります。残り 30 秒です。

**【答弁】**

◎健康福祉部長（下治正和君） 戸田議員御質問のうち、生活保護への誤解やゆがんだバッシングへの対処につきまして、私より御答弁申し上げます。

まず、不正受給防止の標語を記載した封筒の作成の問題及び反省点についてであります。

当該封筒を作成した目的は、すべての保護受給者が負う収入申告の義務を正しく認識していただき、期日を守った収入申告をしていただくことにより、不

不正受給につながるような意識の啓発のために作成したものでありますが、議員の御指摘や、標語そのものは問題ないが、封筒の表面に印刷することについては、個人情報に配慮する必要があるとの大阪府の見解をもとに、所内で再検討を行った結果、5月31日より保護受給者に対しては、課名及び各グループ名などを印字したこれまでと同様の封筒を使用することにいたしました。

標語作成段階での課内の議論の中で、個人情報保護や人権などの視点についての配慮が足りなかったことにつきましては、反省点として今後に生かしてまいります。

今後は、個人情報の保護に十分配慮した形での不正受給防止策に取り組んでまいりますとともに、個人情報保護に関する職場研修の実施など、常に研さんに努めてまいります。また、本件事例につきましては、市役所事務改善事例集にも掲載してまいります。

次に、バイステックの7原則についてであります。基本的なケースワークの作法である個別化、受容、意図的な感情表出、統制された情緒的関与、非審判的態度、利用者の自己決定、秘密保持の7原則について、以前就労支援の課内研修にて就労支援カウンセラーより査察指導員及びケースワーカー全員が概略について教示を受けておりますが、詳細な研修は実施しておりませんので、今後は7原則についての職場研修を行ってまいりたいと考えております。

次に、国会など議会という公開の場で、特定の個人名を挙げての質問等への対応についてであります。一例として取り上げての質問や説明をする場合においても、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない、特定個人の名前を挙げるのはいかなるものかと思われまます。また、そのような質問があった場合は、門真市個人情報保護条例に基づき回答を控えさせていただきます。

次に、親族の扶養義務強化等についてであります。親族の扶養義務強化を行いますと、保護受給者と親族との間でトラブルが生じてきずなが切れるおそれがあるなどの特別な事情や、夫等の暴力から逃れている母子など、命にかかわる問題となる場合につきましては、扶養義務調査を控えているのが現状であります。

次に、生活保護に対する誤解や偏見、それに基づく通報についてであります。働いているのに保護を受けている、若い人が保護を受けているといったものが挙げられます。働ける人は働かなくてはなりませんので、生活保護を受給しながら働くこと自体は、不正受給ではない旨伝えております。

また、若い人でも外見的にはわかりにくい疾病を抱えていたり、働いているが、世帯の収入が最低生活費よりも少なく、保護を受給しているケースがある

旨説明しております。このほか、ペットを飼っているがいいのかといった質問もあります。非常に高額で取引されるものなどを除いては、処分するよう指導することはなく、ひとり暮らしの高齢者にとっては、ペットの世話をすることが生きがいになっている場合もあり、飼育を一概に認めないということはない旨伝えております。

外国籍の方の保護適用の問い合わせにつきましては、国通知により、一定の外国籍の方は一般国民に対する生活保護の決定実施の取り扱いに準じて保護を行っている旨、回答をいたしております。

なお、外国の例につきましては、各国の具体的な扶助の水準についての比較や状況把握はしておりません。今後は、海外情報の収集に努め、事実を正しく理解していただけるよう説明してまいります。

次に、制度の誤解による生活保護問題の苦情者についてであります。クレマーとまではいかないまでも、制度の誤解や理解不足による苦情を訴えられる方もおられます。

苦情を訴えられる方に対しましては、個人情報を除く可能な範囲での説明を行い、できる限り名前と連絡先は確認しておりますが、匿名を希望される方が多くなっております。なお、早急かつ適切に回答するため、苦情内容の記録は行っております。

次に、生活保護制度が健康で文化的な最低限度の生活保障をするものであることについてであります。生活保護制度は、憲法第25条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障する国のナショナルミニマムであると認識しておりますので、憲法に従った表現をしてまいります。

最後に、日本の生活保護は保障されるべき貧困者の2割程度しか救済していないということについてであります。生活保護を受けずに最低生活費以下の年金等で生活されている方も一定おられるものと推測しておりますが、本市内の具体的な数値については把握しておりません。

国では、過去の国民生活基礎調査などの際、参考として公表している数値もございしますが、生活保護の適用に当たりましては、世帯の所得だけではなく、保有する資産や親族からの扶養、稼働能力の有無などによって判定されることから、生活保護制度で救済されるべき貧困者数を正確に把握するのは困難でありますので、民生委員等との協力体制により、地域に密着した情報収集や実態把握に努めてまいりたいと考えております。

また、生活保護の相談窓口に来られた方につきましては、生活保護の受給要件等制度の趣旨について、保護のしおりの活用等により正しく理解されるよう十分説明し、相談内容に応じた懇切丁寧な対応を行っており、その結果、生活保護の受給要件に該当され、申請の意思を示された方につきましては、速やか

に保護受給の決定を行っております。

今後とも、引き続き生活保護制度の趣旨を理解していただけるよう研究してまいりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。